

2008年7月7日

経済連携協定の推進と利用促進に関する要望

社団法人関西経済連合会
大阪商工会議所
京都商工会議所
神戸商工会議所
社団法人関西経済同友会

国際通商体制は、二国間・多国間の経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)による自由化が加速しており、WTOに通報された協定は全世界で200件を超えている。地域間協定の枠組みでは他の先進国に遅れをとったわが国も、関西経済界の予てからの強い要請に呼応し、EPA締結国を年々拡大した結果、発効・署名済みの協定は東アジアでは最多の9協定に達した。海外取引の比重の高い大手企業を中心に、EPAは貿易戦略上の不可欠な施策との位置づけを強めつつある。

しかしながら、企業が求める東アジア全域での経済上の連携にあつては、まだ交渉途上の国々が多い。また、現在の交渉リストには大市場国は含まれておらず、今後、新たなEPA戦略の策定・推進が望まれるところである。

さらに、EPAの利用度・認知度は、特に中小企業にあつては依然として低水準に留まる。利用阻害要因を除去し、利用企業の裾野拡大することにより、本来の期待されるEPA効果を実現することは大きな課題である。このため、中小企業を主たる対象に、EPA普及のための広報活動の強化、利便性の向上、支援体制の強化拡充を図ることは、必須の要件である。

以上を問題意識に、関西経済界はEPAの一層の推進と利用促進のための施策を以下の通り要望する。

1. 東アジア各国とのEPA締結の迅速化

関西企業は、現在交渉中のインドやベトナムなど東アジア各国とのEPA締結に強い期待を寄せ、その一日も早い発効を待ち望んでいる。4月の日韓首脳会談で実務協議開催に合意した韓国とのEPAも、早期の交渉再開実現を強く求めるところである。

2. 新たなEPA戦略の構築

わが国の交渉リストにはEU、米国や中国などの大市場国・地域が含まれていない。一方、韓国は米国とのFTAを昨年合意し、さらにEUとの協定へと自由貿易の枠組みの拡大を目論んでいる。こうした他国の動向が、わが国の国際競争力の阻害要因となる危惧は大きく、大市場国を含む新たなEPA戦略を構築し推進するよう強く求める。

3. 即効性のある EPA の実現

企業は、EPA に伴う関税の減免措置を評価している。しかし、一部数年をかけて関税を撤廃する品目では、発効後数年を経なければ実質的な恩恵を享受できず、企業の貿易意欲を刺激するには至っていない。関西企業対象の調査でも、初年度から5%以上の関税引下げを望む声は多いが、特定原産地証明書を取得するための関連作業等に鑑みて、少なくとも2~3%以上の関税メリットがなければ、コストが特惠関税の恩恵を消し去ってしまうのが実情である。

政府は、特に交渉中の各協定にあって、発効初年度より一定水準以上の関税低下を実現するなど、企業が十分に貿易拡大の魅力を見出せるよう努めるべきである。

4. 企業への情報提供の強化

(1) 日 ASEAN 包括的協定と二国間協定との関連性の詳細解説

日 ASEAN 包括的協定が発効すれば、わが国が ASEAN 域内各国と締結している二国間協定と並存する二重構造となり、企業にとっての選択肢は増えるが、それぞれの使い分けに苦慮することが容易に推測される。

政府は、実業界から期待の大きい ASEAN 包括的協定の有効利用に資するため、業界ごとに二国間協定との使い分けガイダンス等を早急に整備するなど、企業活動を支援されたい。

(2) 手続き簡素化のフォローアップと原産地規則への理解促進

EPA による特惠関税の恩恵を享受するには、輸出に際し特定原産地証明書の取得が必須であるが、過去3年間の実績を踏まえ、その手続きが大幅に簡素化されたことを評価したい。

しかし、手続き簡素化によっても、申請者が負うべき輸出品の日本原産証明責任は緩和される訳ではない。原産地規則等への理解が不十分な企業では、簡素化の中核である宣誓方式の導入により、これまで以上に混乱を生じる危惧を拭いきれない。このため、原産地規則や EPA 制度への理解促進のための諸活動の拡充・強化が強く望まれる。

例えば、判りやすい解説書の製作及び配布も一案であり、その実施にあたり、関西経済界は企業への同解説書の利用 PR 等に協力を惜しまない。

また、輸出品の原産性判定における、より明確且つ簡便な運用の確立に向け、引続き実業界からの意見聴取と政策への反映をお願いしたい。

(3) EPA 署名から発効に至るまでの情報提供

EPA がいつ、どのように発効するのか、その予見性が企業活動に持つ意味は大きい。EPA を最大限に活用すべく、企業は事前に戦略を構築するからである。署名から発効までの必要な手続きや日程情報を可能な限りまた速やかに公表するなど、政府として EPA の予見性向上のための工夫を凝らされたい。

(4) 広報施策の強化

企業にとっての EPA 情報源は、経済団体やメディアを中心に多岐にわたるが、EPA に関する情報量が最も多い政府からの収集は限定的である。このことは、政府による EPA の一元的な情報発信機能が存在せず、受け手である企業は、断片情報を自らの手で収集分析する以外に手立てが無いことを示唆し、特に中小企業レベルで EPA が浸透し難い一因となっていると考えられる。

昨年度、経済産業省が編集した EPA 関連冊子は、企業ニーズと合致した好例である。手始めとして、各省の EPA サイトを、利用者の意見を取り入れ利便性が向上した ODA サイトの事例にならって改良・充実を図り、総合的かつ迅速な情報提供を実現されたい。また、EPA 利用方法を判りやすく紹介するネット配信や DVD の製作・配布を積極的に展開するなど、EPA 広報施策の強化に取り組まれない。

5. 中小企業対象の EPA 相談対応機能の強化

中小企業を対象に、EPA に関する各種相談に対応する相談員を商工会議所に配置されたい。特定原産地証明書を発給する日本商工会議所各事務所には、中小企業からの EPA 関連相談が連日、数多く寄せられている。同証明書の審査の傍らでの相談対応では人的、時間的制約が多く、中小企業のニーズに十分な対応は困難である。EPA の概要から特定原産地証明書の取得要領まで、原産地規則等も含めた総合的な仕組や手続きに関して一貫した説明が可能な人材の供給が喫緊の課題である。まさに EPA に特化した専門的な相談人員の国費での配置を切望する。

以上